

令和 3年 4月 1日

姫路市長 清 元 秀 泰

令和3年度姫路市障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱を次のように定める。

## 令和3年度姫路市障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、令和3年度における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3第1項に規定する情報公表対象サービス等及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18第1項に規定する情報公表対象支援（以下これらを「障害福祉サービス等」という。）に係る情報公表制度について、必要な事項を定めるものとする。

### (情報の公表を行う障害福祉サービス等の種類)

第2条 情報の公表を行う障害福祉サービス等の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定障害児通所支援

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(報告の対象となる事業者)

第3条 障害者総合支援法第76条の3第1項又は児童福祉法第33条の18第1項の規定による報告（以下「報告」という。）の対象となる事業者（以下「事業者」という。）は、次条に規定する基準日より前に障害福祉サービス等を提供している事業者（災害その他市長に対し障害福祉サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除く。）及び基準日以後に障害福祉サービス等の提供を開始する事業者とする。

(基準日)

第4条 報告の基準日は、令和3年4月1日とする。

(実施期間)

第5条 報告の実施期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(報告の内容)

第6条 報告の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基準日より前に障害福祉サービス等を提供している事業者  
別表第1に規定する基本情報及び別表第2に規定する運用情報
- (2) 基準日以後に障害福祉サービス等の提供を開始する事業者  
別表第1に規定する基本情報

(報告の方法)

第7条 事業者は、報告を独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システム（以下「公表システム」という。）を通じて行うものとする。ただし、公表システムを通じて報告を行うことができないやむを得ない事情があるときは、文書等により行うことができる。

(報告の開始)

第8条 報告の開始日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 基準日より前に障害福祉サービス等を提供している事業者 令和3年5月1日
- (2) 基準日以後に障害福祉サービス等の提供を開始する事業者 障害福祉サービス等の指定を受けた日

(報告の期限)

第9条 報告の期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 基準日より前に障害福祉サービス等を提供している事業者 令和3年7月31日
- (2) 基準日以後に障害福祉サービス等の提供を開始する事業者 障害福祉サービス等の指定を受けた日の1か月後  
(障害福祉サービス等情報の更新の取扱い)

第10条 報告は、原則年1回とする。ただし、法人等及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページURL又はメールアドレス（事業所等に限る。）について修正又は変更のあったときは、その都度報告する。

(公表の時期)

第11条 障害者総合支援法第76条の3第2項又は児童福祉法第33条の18第2項の規定による公表（以下「公表」という。）の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 基準日より前に障害福祉サービス等を提供している事業者 報告後2か月以内
- (2) 基準日以後に障害福祉サービス等の提供を開始する事業者 報告後1か月以内  
(是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い)

第12条 事業者は、市長から、障害者総合支援法第76条の3第4項又は児童福祉法第33条の18第4項の規定により報告を行い、若しくは報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命じられたときは、当該事業者に係る障害福祉サービス等情報について、市長の指示により調査又は公表を行うものとする。

(苦情等への対応)

第13条 公表されている情報に関する利用者等からの苦情等の窓口は、次のとおりとする。

姫路市健康福祉局保健福祉部監査指導課事業所指定担当（障害担当）

電話 079-221-2490

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。